

台風等対策部会規約

横須賀地区海上災害等対策協議会会則第15条の規定により本部会規約を定める。

(目的)

第1条 この部会は、台風その他異常な気象・海象（以下「台風等」という。）により横須賀地区において災害が発生するおそれがあると認められたとき、船舶の安全対策等について、必要な事項を協議し、実施することを目的とする。

(業務)

第2条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 気象・海象情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 横須賀地区の状況の把握に関すること。
- (3) 別表に定める船舶の避難対策に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、別紙1の会員機関で構成する。

- 2 部会長は、横須賀地区海上災害等対策協議会会長が兼務する。
- 3 部会長は、会員機関を代表して会務を総括する。

(幹事会)

第4条 部会に、部会の業務について必要な事項を企画、検討、実施するため、幹事会を置く。

幹事会は、別紙2の会員機関で構成する。

- 2 幹事会の会長は、部会長が兼務する。
- 3 会長は、会員機関を代表して会務を総括する。
- 4 会員機関は、部会において互選された会員機関とし、同協議会会則第6条3で互選された役員機関の任期と同様とし、改選時期についても同時期とする。
なお、再選は妨げないものとする。

(情報の伝達)

第5条 情報の伝達は、「横須賀地区海上災害等対策協議会情報連絡規約」に定めるところによる。

(会議)

第6条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、これを開催する。

2 部会長は、台風等により横須賀地区に災害発生のおそれがあるときは、幹事会を招集し、その決定をもって部会の決定とすることができるものとする。

3 部会長は、台風等により横須賀地区に災害発生のおそれがある場合であつて、部会又は幹事会を招集する時間的余裕が無いと判断されるときは、部会又は幹事会を招集せず、必要な対策を決定することができる。

附則

この規約は、平成8年6月14日から施行する。

附則

この規約は、平成9年11月28日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月24日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月28日から施行する。